

水道分野における 「水の官民連携」の取組みについて

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道審議官グループ
水道事業課

- ・ 人口減少や施設の老朽化の増大が顕著となり、ヒト・モノ・カネが不足。
- ・ 各水道事業の基盤強化を図ることが急務。
- ・ H30改正水道法には基盤強化を図るための3つの柱が示されている
- ・ 「官民連携」はそのうちの1つ。

基本方針に示された基盤強化の3本柱

1. 適切な資産管理（アセットマネジメント）

収支の見通しを作成・公表し、水道施設の計画的な更新や耐震化等を進める。

2. 広域連携の推進

人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かした市町村の区域を越えた広域的な水道事業間の連携を推進する。

3. 官民連携の推進

民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を推進する。

- ・水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI 推進アクションプラン期間の10年間（R4～R13）において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（**管理・更新一体マネジメント方式**）を公共施設等運営事業と併せて「水の官民連携」（**ウォーターPPP**）として導入拡大を図る。
- ・国による支援に際し、**管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。**
- ・地方公共団体等のニーズに応じて、**水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能**である。なお、**農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能**である。
- ・関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

〔管理・更新一体マネジメント方式の要件〕

①長期契約（原則10年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア

「水の官民連携」(ウォーターPPP)

公共施設等運営事業(コンセッション方式) [レベル4]

長期契約(10～20年)

性能発注

維持管理

修繕

更新工事

運営権(抵当権設定)

利用料金直接収受

管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3. 5]

新設

長期契約(原則10年) *1

性能発注 *2

維持管理

修繕

【更新実施型の場合】
更新工事

【更新支援型の場合】
更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)

*1 管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。

*2 民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。

管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能

複数年度・複数業務による 民間委託 [レベル1～3]

短期契約(3～5年程度)

仕様発注・性能発注

維持管理

修繕

- ・新たに、**重点分野**※1)において10年間で具体化を狙う**事業件数10年ターゲットを設定**。
- ・「**水の官民連携**」等、多様な官民連携方式の導入等により案件形成の裾野拡大と加速化を強力に推進する。

※1) 重点分野：空港、**水道**、下水道、道路、スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道

重点実行期間（令和4年度～令和8年度）

令和4年度
までの設定

5年件数目標
重点分野合計 **70件**
（コンセッション中心）

アクションプラン期間 10年（令和4年度～令和13年度）

事業件数 **10年ターゲット**

重点分野合計 **575件**
（コンセッションを含む多様な官民連携）

新たに
設定

■「水の官民連携」の実施/導入検討状況(R8.4時点)

○水道分野で7事業が運営中

都道府県	地方公共団体	開始時期※1	方式(レベル)	水道	工業用水道	下水道
事業実施中	宮城県	宮城県	R4.4	4	○	○
	利府町	R7.4	3.5	○		○
	七ヶ浜町	R8.4	3.5			○
	茨城県	守谷市	R5.4	3.5	○	○
	神奈川県	三浦市	R5.4	4		○
		神奈川県(箱根地区)	R6.4	3.5	○	
		奥山町	R6.4	3.5		○
	石川県	宝達志水町	R6.4	3.5		○
	静岡県	浜松市	H10.4	4		○
		富士市	R8.1	3.5		○
	愛知県	愛知県	R7.12	4	○	○
	京都府	城陽市	R6.4	3.5	○	○
	大阪府	大阪市	R7.9	3.5		○
		河内長野市※2	R8.4	3.5		○
		大阪狭山市※2	R8.4	3.5		○
入札公募中	山口県	宇部市	R6.4	4		○
	高知県	須崎市	R2.4	4		○
	熊本県	荒尾市	R8.4	3.5	○	
	沖縄県	室野湾市	R6.4	3.5		○
	山形県	上山市	R6.3	3.5		○
	神奈川県	奥山町	R7.10	4		○
	長野県	飯田市	R7.11	3.5		○
	愛媛県	新居浜市	R7.9	3.5	○	○

「水の官民連携」導入による
地方公共団体等のニーズ※2)
に応じた選択肢の拡大

分野名

事業件数10年ターゲット
「水の官民連携」

水道

100件

下水道

100件

工業用水道

25件

<「水の官民連携」>

コンセッションの他、**コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式**として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

※2) 地方公共団体等のニーズ：

例えば、民間企業への運営権の設定や民間企業による利用料金の収受までは必要としないが、管理や更新を一体的に民間企業に委ねたい場合等。

※1 コンセッション方式（レベル4）は実施方針の公表

※2 河内長野市及び大阪狭山市は共同発注

1. 水道事業における官民連携に関する手引き

- ・水道事業において想定される官民連携手法について、各手法の特徴や導入に当たって検討すべき事項等の解説
- ・新たにウォーターPPPの解説を加える等の改訂を実施（令和6年3月）



2. 水分野におけるPPP/PFI(官民連携)推進会議 (旧水道分野における官民連携推進協議会)

- ・官民連携に一層取り組みやすい環境を整え、水道事業者等と民間事業者との連携（マッチング）を促進することを目的
- ・全国各地で開催



3. 財政的支援

(1)官民連携等基盤強化推進事業（令和9年度までの時限事業）

- ・ウォーターPPPの導入に要する経費について、定額支援制度を創設。補助上限については、
 - (1) コンセッション：5,000万円
 - (2) 水道以外の分野と一体：4,000万円
 - (3) 他の地方公共団体と一体：4,000万円
 - (4) (1)～(3)以外の場合：2,000万円※



※) 事業実施方針や事業者選定などに係る経費は交付対象外

(2)水道管路緊急改善事業

- ・「水の官民連携」（ウォーターPPP）導入に関連して実施する事業であること。
なお、交付額の上限は以下のとおりとする。
- ・コンセッション方式の交付上限は5億円とする。
- ・レベル3.5の交付上限は1億円とする。

4. 「水の官民連携」等の案件形成に向けた方策 検討（モデル都市支援）

- ・上下水道分野の「水の官民連携」等について、他分野、他地方公共団体との連携等、多様なPPP/PFI（官民連携）の案件形成に向けて、先進的なPPP/PFI導入を検討するモデル都市（地域）の課題整理、スキーム検討、効果分析等を実施し、その成果を全国に横展開する。



- 地方やオンラインでの開催により、上下水道に携わる多くの地方公共団体、民間事業者等が参加可能に。

令和8年度開催予定

時期	会 議	場 所	内 容	対 象
6月26日	第1回 官民連携推進会議	(完全オンライン)	・情報提供	・地方公共団体 ・民間事業者等
7月23日	第2回 官民連携推進会議	福島県内 (オンライン併用)	・情報提供 ・官民フリーマッチング	・地方公共団体 ・民間事業者等
8月3日	第1回 「水の官民連携」分科会 第1回 モニタリング小分科会	東京都内 (現地会場のみ)	・情報提供 ・意見交換	・地方公共団体
9月17日	第3回 官民連携推進会議	熊本県内 (オンライン併用)	・情報提供 ・官民フリーマッチング	・地方公共団体 ・民間事業者等
10月8日 10月9日	第2回 「水の官民連携」分科会(1日目)※ 第2回 モニタリング小分科会(2日目)	大阪府内 (現地会場のみ)	・情報提供 ・意見交換	・地方公共団体
11月中旬	第4回 官民連携推進会議	東京都内 (オンライン併用)	・意見交換 ・官民フリーマッチング	・地方公共団体 ・民間事業者等
1月28日	第5回 官民連携推進会議	大阪府内 (オンライン併用)	・情報提供 ・官民フリーマッチング	・地方公共団体 ・民間事業者等

※ 現時点での予定を含むため、時期、内容等は、変更となる可能性がある。

※第2回「水の官民連携」分科会(10月8日開催予定)については、広域型の「水の官民連携」の導入を想定する地方公共団体が対象

水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議(官民連携推進会議)

- 「水道分野における官民連携推進協議会」※、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」(PPP/PFI検討会)等を実施
- 執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等の課題を解決し、上下水道の持続可能性をさらに向上させるため、それぞれの会の構成を見直し、新たに「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」(官民連携推進会議)等を設置
- これまで別個に実施していた会の取扱分野等を見直すことにより、柔軟な運営が可能に

※経済産業省と共催のため、工業用水道を含む。

(従来)令和6年度まで

【水道分野】

官民連携推進協議会

- ・ 地方公共団体及び民間事業者等を対象に官民の連携の促進

【下水道分野】

PPP/PFI検討会

- ・ 地方公共団体を対象に情報・ノウハウの共有・意見交換(多様な官民連携)

ウォーターPPP分科会

- ・ 地方公共団体を対象に情報・ノウハウの共有・意見交換(ウォーターPPP)

民間セクター分科会

- ・ 民間事業者等を対象に課題や解決方策に対して具体的な検討

(新)令和7年度以降

官民連携推進会議(本会議)

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(多様な官民連携)
 - ・ 官民の連携の促進(マッチング)
- ※地方公共団体及び民間事業者等を対象

「水の官民連携」分科会

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(「水の官民連携」)
- ※地方公共団体を対象

モニタリング小分科会

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(「水の官民連携」のモニタリング)
- ※地方公共団体を対象

【分野】水道及び下水道を対象(分野ごとの開催も可能)

▶ 分野横断型、広域型等の案件形成、分野ごとの課題の解決等を推進

【対象】本会議には、地方公共団体及び民間事業者等いずれも参加可能

▶ 情報・ノウハウのより広い範囲への共有

※ウォーターPPPが「水の官民連携」に改称されたことに伴い、令和7年度まで実施されていたウォーターPPP分科会も令和8年度から「水の官民連携」分科会に改称

水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議(官民連携推進会議)

- 執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等の課題を解決し、上下水道の持続可能性を向上させるため、「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」(官民連携推進会議)等を設置
- 多様なPPP/PFI導入に向けて、先進的なPPP/PFIに取り組む団体からの事例紹介、国からの情報提供、意見交換、官民連携フリーマッチング等を実施。

①開催実績

平成22年から累計102回開催(令和8年4月時点)

※前身の水道分野における官民連携推進協議会(平成22年～)及び下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会(平成27年～)の開催実績を含むのべ開催回数。

②参加実績

47都道府県、634市、308町村、42特別地方公共団体 合計1,031団体(令和8年4月時点)

※地方公共団体のみ計上。

※上下水道の分野を横断した会の開催については、前身の水道分野における官民連携推進協議会(平成22年～)及び下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会(平成27年～)において令和6年度に初開催し、令和7年度以降も引き続き実施。

③取組内容(一例)

官民連携フリーマッチング



先進事例の紹介



【官民連携推進会議の概要】

官民連携推進会議(本会議)

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(多様な官民連携)
- ・ 官民の連携の促進(マッチング)
※地方公共団体及び民間事業者等を対象

「水の官民連携」分科会

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換
(「水の官民連携」)
※地方公共団体を対象

モニタリング小分科会

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換
(「水の官民連携」のモニタリング)
※地方公共団体を対象

【分野】水道及び下水道を対象(分野ごとの開催も可能)

- ▶ 分野横断型、広域型等の案件形成、分野ごとの課題の解決等を推進
- 【対象】本会議には、地方公共団体及び民間事業者等いずれも参加可能
- ▶ 情報・ノウハウのより広い範囲への共有

※令和6年度まで実施していた「水道分野における官民連携推進協議会」(官民連携推進協議会)、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」(PPP/PFI検討会)等の建付等を見直し、今年度より「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」(官民連携推進会議)を設置。

※ウォーターPPPが「水の官民連携」に改称されたことに伴い、令和7年度まで実施されていたウォーターPPP分科会を令和8年度から「水の官民連携」分科会に改称

官民連携推進会議「水の官民連携」分科会(旧:ウォーターPPP分科会)

- 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」（第19回民間資金等活用事業推進会議）が決定され、水道、下水道、工業用水道分野において、コンセッション方式に加え、同方式に段階的に移行するための官民連携方式として、新たに「管理・更新一体マネジメント方式」を含めたウォーターPPP（「水の官民連携」）の活用が位置づけられた。
- 執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、上下水道の持続性確保のために「水の官民連携」を導入する際に課題となる事項や解決方策に対し具体的な検討を行う「水の官民連携」分科会を設置。

※ウォーターPPPが「水の官民連携」に改称されたことに伴い、令和7年度まで実施されていたウォーターPPP分科会を令和8年度から「水の官民連携」分科会に改称

- 先進地方公共団体や有識者等の助言を得ながら、導入検討上の課題等に関する意見交換等を実施。

大阪会場



東京会場



名古屋会場



令和7年度開催実績

年月日	開催地	内容	地方公共団体数	参加者数	有識者	先進地方公共団体
R7.7.28	大阪	・情報提供 ・班別討議	60団体	123名	東京大学 加藤先生／弁護士 高橋先生／福山市立大学 清水先生／PFI推進機構 金谷先生	宮城県／宮城県 利府町／神奈川県／神奈川県 葉山町／静岡県 浜松市／高知県 須崎市
R7.9.4	東京	・情報提供 ・班別討議	62団体	110名	東京大学 加藤先生／弁護士 高橋先生／東洋大学 難波先生／PFI推進機構 金谷先生	宮城県／宮城県 利府町／神奈川県／神奈川県 葉山町／静岡県 浜松市／高知県 須崎市
R7.10.10	名古屋	・情報提供 ・班別討議	48団体	98名	近畿大学 浦上先生／名古屋大学 平山先生／PFI推進機構 金谷先生	宮城県／宮城県 利府町／神奈川県／神奈川県 三浦市／神奈川県 葉山町／静岡県 浜松市／高知県 須崎市

官民連携推進会議「水の官民連携」分科会 モニタリング小分科会

- 今後、「水の官民連携」の導入が進むにあたり、性能発注等が原則であることを踏まえ、安全・安心を確保し、効率性の発揮を確実にするため、事業開始後に必要となるモニタリング(履行確認)がより重要となる。
- 令和7年度より新たな取組として、「水の官民連携」分科会の下にモニタリング小分科会を立ち上げ、「水の官民連携」のモニタリングの必要性・重要性、実施上の留意点・ポイント等を継承する場を設定。
- 先進地方公共団体を交え、モニタリングに関する情報提供、グループディスカッションを実施。

【令和7年度開催実績】

①開催日時

令和7年9月5日

※令和7年度は、試行として実施

②参加実績

・先進地方公共団体

宮城県／神奈川県 企業庁／静岡県 浜松市／高知県 須崎市

・参加地方公共団体

「水の官民連携の」入札・公募等を実施済みの12の地方公共団体

③取組内容

・モニタリングに関する情報提供

・モニタリングを議題としたグループディスカッション
(議論された主な内容)

・第三者モニタリング

・モニタリングシートの内容や確認項目

・受託者がSPCの場合の検査体制

・モニタリング結果の定性的評価方法

モニタリングに関するグループディスカッション



先進地方公共団体からモニタリングの取組状況等について説明。その後、グループディスカッションにおいて、モニタリング実施にあたっての工夫、課題と対応策等に関して議論が行われた。

1. 官民連携導入推進事業

目的

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）の「水の官民連携」推進について、事業規模30兆円及び事業件数10年ターゲットの達成に向けた取組を加速する。

*R4年度-R13年度の10年間で、上下水道分野では、それぞれ100件の「水の官民連携」を具体化

*「水の官民連携」は、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称

概要

「水の官民連携」を導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査（FS）、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を国費により定額支援する。

	コンセッション 方式	レベル3.5			
		他分野連携＋ 他地方公共 団体連携	他分野連携 （特に上下水道 一体）	他分野 公共団体連携 （広域・共同）	下水道もしくは 水道分野のみ
	上限 5千万円	上限 4千万円			上限 2千万円
導入可能性調査 （FS）	○	○	○	○	○
資産評価 （デューデリジェンス、DD）	○	○	○	○	○
実施方針・ 公募資料作成	○	○	○	○	×
事業者選定	○	○	○	○	×

2. 水道管路緊急改善事業（補助率 1 / 4、※ 離島、奄美は 1 / 2）

【対象施設】

布設後40年以上経過した鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、ポリエチレン管及び耐震性の低い継手を有する塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管であって、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）の更新事業であること。

【採択基準】

次の①～⑤のいずれかに該当すること

- ① 1ヶ月10^m使用した場合の家庭用水道料金が毎年度別途通知する平均料金（令和8年度は1,627円）よりも高く、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値（令和8年度は300%）よりも高い上水道事業者であること。
- ② ①に該当しない上水道事業者であり、1ヶ月10^m使用した場合の家庭用水道料金が、毎年度別途通知する平均料金（令和8年度は1,627円）よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値（令和8年度は1.9%）より低い上水道事業者であること。
- ③ ①に該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高が、毎年度別途通知する値（令和8年度は300%）よりも高く、料金回収率が100%以上の上水道事業者であること。
- ④ 水道用水供給事業者であること。
- ⑤ 「水の官民連携」（ウォーターPPP）導入に関連して実施する事業であること。なお、交付額の上限は以下のとおりとする。
 - ア コンセッション方式を導入する場合は、交付額の上限は5億円とする。
 - イ ア以外の「水の官民連携」（ウォーターPPP）を導入する場合は、交付額の上限は1億円とする。

① 趣旨目的

上下水道分野の「水の官民連携」等について、他分野、他地方公共団体との連携等、多様なPPP/PFI（官民連携）の案件形成に向けて、先進的なPPP/PFI導入を検討するモデル都市（地域）の課題整理、スキーム検討、効果分析等を実施し、その成果を全国に横展開する。

※令和8年度より、従前実施していた「水道事業における官民連携等基盤強化支援」、「下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討（モデル都市支援）」を一本化。

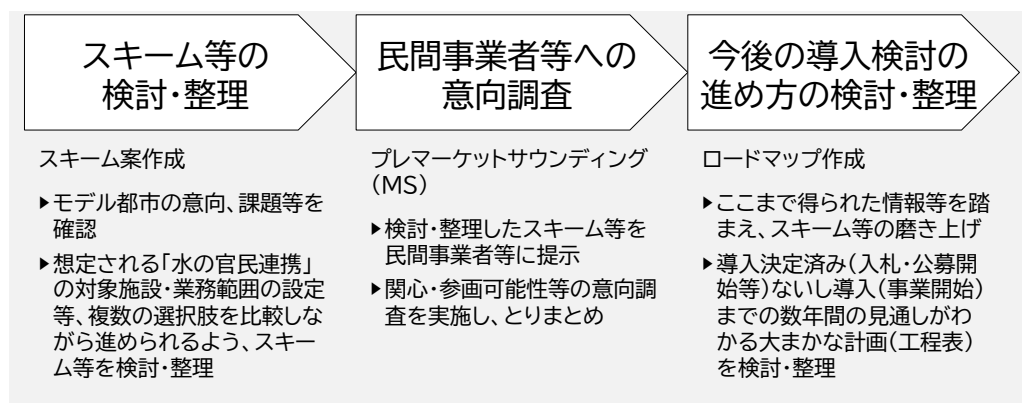
② モデル都市支援の概要

- 国土交通省が、先進的なPPP/PFI導入を検討する（しようとする）モデル都市を募集・選定
- 国土交通省が委託する専門家（コンサルタント等）が、モデル都市を支援



③ 支援のイメージ

【モデル都市支援で想定する「水の官民連携」導入検討準備の流れ】



④ (参考) 支援の実績

年度	支援対象地方公共団体	
—	(水道)	(下水道)
H27	ニセコ町、奈良市	—
H28	近江八幡市、竜王町	三浦市、小松市、宇部市
H29	小諸市	三浦市、小松市、津幡町、富士市、奈良市、赤磐市、宇部市、周南市、須崎市
H30	胎内市	村田町他12市町、会津坂下町、三浦市、津幡町、富士市、津市、堺市、周南市、大分市
R1	伊万里市	村田町他12市町、会津坂下町、宇都宮市、小田原市、富士市、津市、大阪狭山市、熊本市、山鹿市、大分市
R2	桑名市	葉山町、津市、吹田市、新居浜市、大分市、鹿児島市
R3	長野県上田長野地域（長野県、長野市、千曲市、上田市）	秋田県、酒田市、館林市、葉山町、廿日市市、須崎市
R4	山北町	葉山町、北杜市、枚方市、大分市
R5	上山市	上山市、北杜市、糸魚川市、熱海市、焼津市、三原市、大竹市、新居浜市、宇城市
R6	壬生町、五霞町、枚方市、萩市、曾於市	会津坂下町、嵐山町、立川市、敦賀市、佐久市、瑞浪市、豊川市、養父市、下関市、宇土市、平内町、鎌倉市、吉田町、御前崎市、富田林市、三田市、加古川市、和歌山市、長崎市、津久見市
R7	須賀川市、富士市、与謝野町、香川県広域水道企業団、上天草・宇城水道企業団、別府市	湯沢市、小山市、本庄市、射水市、軽井沢町、池田市、松江市
R8	五戸町、美里町、秋田県、真岡市、蕨市、長野市、伊那市、山口県、直方市、大村市	

※水道は、「水道事業における官民連携等基盤強化支援」の実績（厚生労働省が水道行政を所管していたときのものを含む）を、下水道においては「下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討（モデル都市支援）」の実績となる。

予算要求や発注予定価格の算出にあたり、「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（令和7年3月）」（以下、手引きという。）で算出された金額をそのまま使用することにより、適切な予算確保が行われず、入札不調となるケースがある。

特に、詳細設計を含めて発注するPPP/PFI（DB、DBOを含む）案件においては注意が必要。

※そのまま採用はNG

- (1) 物価の変動（デフレーター）や材料価格の上昇、間接工事費や一般管理費の変動等を考慮すること。
- (2) 必要に応じて、**施工業者等に意見照会**を行い、現場条件を加味した金額を算出すること。
- (3) 契約後に生じた条件変更において、**柔軟に契約金額の変更を行える**ようにすること。

水道事業の再構築に関する
施設更新費用算定の手引き

令和7年3月

国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課

背景

全国的に人口の減少・水道施設の老朽化が進行。ヒト・モノ・カネの不足

→水道事業の**基盤強化**が**急務**

基盤強化方策

① 適切な資産管理（アセットマネジメント）

② 広域連携の推進

③ 官民連携の推進

組合せ

- ・ 国における取組を積極的に活用いただき、「**水の官民連携**」をはじめとする官民連携手法の導入について検討いただきたい。
- ・ **上下一体等の分野間連携**や**他団体との連携**についても可能性を模索していただき、より効率的な官民連携を検討していただきたい。

その他、官民連携に関する資料は国土交通省HPに掲載しているので、適宜参照願います。

(https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_0000087512_00004.html)